

# 「放課後児童クラブ運営指針（案）」の概要

## 「放課後児童クラブ運営指針（案）」策定の経緯及びポイント①

### 策定の必要性

- 放課後児童クラブについては、平成19年に「放課後児童クラブガイドライン」を策定し、運営するに当たって必要な基本的事項を示すことで、各市町村における質の向上を図るための取組を進めてきたところである。
- 平成24年の児童福祉法の改正により、市町村は、国が省令で定める設備及び運営の基準を踏まえて条例で基準を定めなければならないこととされ、国において、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」を策定し、全国的に一定水準の質の確保に向けた取組をより一層進めることとした。
- 平成27年4月からは、省令基準を踏まえて各市町村において策定される条例に基づき、放課後児童クラブが運営されることになるが、その運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて子どもに保障すべき生活環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性を確保していくことが必要である。
- このため、現行の放課後児童クラブガイドラインを見直し、国として運営及び設備に関するより具体的な内容を定めた運営指針を策定することとした。

### 策定及び見直しの3つの視点

- ① 放課後児童クラブの運営実態の多様性を踏まえ、「最低基準」としてではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」としての性格を明確化
- ② 子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、放課後児童クラブが果たすべき役割を再確認し、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で内容を整理
- ③ 子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が子どもとどのような視点で関わるかが求められるのかという共通の認識を得るために必要となる内容を充実

省令基準及び運営指針に沿った一定水準の質を確保した放課後児童クラブの全国展開を図る

# 「放課後児童クラブ運営指針（案）」策定の経緯及びポイント②

## 運営指針（案）の4つのポイント【現行ガイドラインとの相違点】

- ① 放課後児童クラブの特性である「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、その育成支援の基本的な考え方等を第1章の総則に新たに記載
- ② 児童期の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理するとともに、子どもの発達過程を踏まえて集団の中での子ども同士の関わりを大切に育てる育成支援を行う際の配慮すべき事項等を第2章に新たに記載
- ③ 放課後児童クラブにおける「育成支援」の具体的な内容を子どもの立場に立った観点から網羅的に記載するとともに、障害のある子どもや特に配慮を必要とする子どもへの対応については、より具体的な受入れに当たっての考え方や留意すべき点なども加味して、第3章に新たに記載
- ④ 運営主体が留意すべき点として、子どもや保護者の人権への配慮、個人情報や守秘義務の遵守及び事業内容の向上に関する事など、放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理等について、第7章に新たに記載

○「放課後児童クラブ運営指針（案）」の策定に当たっては、国の調査委託事業の中で、見直しに関する委員会及びWGを設置して検討を行い、平成27年2月に報告書の提出を受け、本報告書の内容等を踏まえ、「放課後児童クラブ運営指針（案）」を策定した。

委員会等のメンバーは、以下のとおり。（五十音順、敬称略、◎は座長、○はWG座長、\*はWGメンバー）

氏名	所 属	氏名	所 属
秋元 紀子*	文京区男女協働子育て支援部児童青少年課	佐藤 晃子*	九州産業大学非常勤講師
飯野 美伽*	湯島児童館 主査 育成室担当	田丸 敏高	福山市立大学教育学部児童教育学科教授
岡部 浩	目黒区子育て支援部子ども家庭課子ども家庭係	中川 一良*	社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館館長
尾木 まり*	母子自立支援員・婦人相談員	◎野中 賢治*	鎌倉女子大学非常勤講師
小野 さとみ*	千葉県浦安市こども部青少年課長	柳澤 邦夫	栃木県上三川町立北小学校長
◎柏女 霊峰	有限会社エムアンドエムインク	<事務局>	
	子どもの領域研究所所長	山岡 由加子*	みずほ情報総研株式会社
	東京都町田市南大谷学童保育クラブ 主任指導員		社会政策コンサルティング部福祉・労働課
	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授		上席課長

## 「放課後児童クラブ運営指針（案）」の概要①

### 運営指針（案）の構成

- 第1章から第7章までの構成で、放課後児童クラブにおける育成支援の内容や運営に関する留意すべき事項などを網羅的に記載し、運営していく上での基本的な事項を定めている。
- 各放課後児童クラブは、この運営指針を踏まえ、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めていく。

### 第1章 総則

放課後児童クラブ運営指針の趣旨と育成支援の基本的な考え方を示し、全体像を理解できる内容を規定

1. 総則
2. 放課後児童健全育成事業の役割
3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

### 第2章 事業の対象となる子どもの発達

児童期(6～12歳)の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理し、育成支援に当たって配慮すべき内容を規定

1. 子どもの発達と児童期
2. 児童期の発達の特徴
3. 児童期の発達過程と発達領域
4. 児童期の遊びと発達
5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

### 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

育成支援を行うに当たって子どもが主体的に過ごし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにしていくために必要となる援助の具体的な方法や障害のある子どもなどに適切に対応していくために留意すべきこと、保護者との信頼関係の構築などの内容を規定

1. 育成支援の内容
2. 障害のある子どもへの対応
3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応
4. 保護者との連携
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

### 第4章 放課後児童クラブの運営

省令基準に基づく職員体制や集団の規模等の具体的な内容を規定

1. 職員体制
2. 子どもの集団の規模
3. 開所時間及び開所日
4. 利用の開始等に関わる留意事項
5. 運営主体
6. 労働環境整備
7. 適正な会計管理及び情報公開

### 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

省令基準に基づく施設及び設備の環境整備と感染症や事故などへの対応方法等の具体的な内容を規定

1. 施設及び設備
2. 衛生管理及び安全対策

### 第5章 学校及び地域との関係

連携に当たっての情報交換等の必要性や方法等の内容を規定

1. 学校との連携
2. 保育所、幼稚園等との連携
3. 地域、関係機関との連携
4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

### 第7章 職場倫理及び事業内容の向上

運営主体の責務と放課後児童支援員等の倫理意識の自覚、研修等の事業内容向上の取組内容を規定

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
2. 要望及び苦情への対応
3. 事業内容向上への取り組み

## 「放課後児童クラブ運営指針（案）」の概要②

### 運営指針（案）の主な内容

#### 第1章 総則

- 「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、その基本的考え方として、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図る。
- 放課後児童クラブの役割として、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進し、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

#### 第2章 事業の対象となる子どもの発達

- 放課後児童クラブでは、放課後に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められるため、放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要である。
- 児童期の発達の主な特徴としては、
  - ・ ものや人に対する興味が広がり、その探求のために自らを律することができるようになる
  - ・ 学校、地域など子どもが関わる環境が広がり、多様な他者との関わりを経験するようになる
  - ・ 集団や仲間でも活動する機会が増え、その中で規律と個性を培うとともに、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる
- 児童期の発達過程は個人差が大きく、目安として、おおむね6歳～8歳（低学年）、9歳～10歳（中学年）、11歳～12歳（高学年）の3つの時期に区分して捉え、その発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中で子ども同士の関わりを大切に育成支援を行うことが求められる。

#### 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

- 放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる多様な子ども達が一緒に過ごす場であり、放課後児童支援員等には、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。
- 育成支援に当たって、放課後児童支援員等に求められる主な内容は以下のとおり。

- ①子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるようにする援助
- ②子どもの出欠席と心身の状態を把握した適切な援助
- ③子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする援助
- ④日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにする援助
- ⑤子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする援助
- ⑥子どもが自分の気持ちや意見を表現できるようにする援助
- ⑦子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつの適切な提供
- ⑧子どもが安全に安心して過ごすことができるような環境の整備や緊急時に適切な対応ができるようにする援助
- ⑨放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携した育成支援

## 「放課後児童クラブ運営指針（案）」の概要③

- 障害のある子どもへの対応については、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、放課後児童クラブを利用する機会が確保されるように適切な配慮及び環境整備を行い、希望がある場合には、可能な限り受入れに努めるとともに、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。
- 児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図らなければならない。
- 放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。
- 子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、子どもの状況について家庭と情報を共有するとともに、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努める。

#### 第4章 放課後児童クラブの運営

- 放課後児童クラブには、年齢や発達の状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置くこととし、その勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定されることが求められる。
- 子ども集団の規模（支援の単位）は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。
- 開所時間については、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、それ以外の日は1日につき3時間以上、開所日については、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定するが、新1年生については、保育所との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。
- 運営主体は、利用を希望する保護者等に必要な情報を提供するとともに、新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。
- 運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。

#### 第5章 学校及び地域との関係

- 子どもの生活の連続性を保障するために、学校との情報交換や情報共有、職員同士の交流等を、日常的、定期的に積極的に行い、その実施に当たっては、個人情報保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。
- 新1年生の子どもの発達と生活の連続性を保障するために、保育所、幼稚園等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行う。

## 「放課後児童クラブ運営指針（案）」の概要④

- 放課後児童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図るとともに、事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行う。
- 児童館の中で実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。

### 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

- 放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要であり、その面積は、子ども1人につきおおむね1.65㎡以上を確保し、室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫することが求められる。
- 衛生及び安全が確保された設備を備え、生活に必要な備品、遊具及び図書を備える。また、日常の衛生管理に努め、医療品を備える。
- 事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行うとともに、その防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、放課後児童支援員等の間で共有する。
- おやつを提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。
- 運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、定期的に（少なくとも年2回以上）訓練を行うなどして適切かつ迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止の措置や訓練などの対応を図る。

### 第7章 職場倫理及び事業内容の向上

- 運営主体は、社会的信頼を得るとともに、法令を遵守し、子どもや保護者の人権に十分配慮しながら、一人ひとりの人格を尊重するなど、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む必要がある。
- 放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。
- 子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応し、その内容や対応について職員間で共有する。
- 放課後児童支援員等は、情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、育成支援に当たった課題等について意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努める。
- 運営主体は、職場内での教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障するとともに、職員が自発的、継続的に研修に参加できるように、研修受講計画を策定するなどに取り組んでいくことが求められる。
- 運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努め、評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められるとともに、評価の結果については、職員間で共有し、事業内容の向上に生かす。

「放課後児童健全育成事業等の実施について」の一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>各 都道府県知事 指定都市市長 中核都市市長 殿</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)</p> <p>放課後児童健全育成事業等の実施について</p> <p>標記については、平成19年3月30日付け18文科生第587号、雇児発第0330039号文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」により実施されるが、平成26年度より別紙「放課後児童健全育成事業等実施要綱」を定め、平成26年4月1日より実施することとしたので通知する。 なお、都道府県知事におかれては、貴職より管内市町村長に対して周知をお願いする。</p>	<p>各 都道府県知事 指定都市市長 中核都市市長 殿</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)</p> <p>放課後児童健全育成事業等の実施について</p> <p>標記については、平成19年3月30日付け18文科生第587号、雇児発第0330039号文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」により実施されるが、平成26年度より別紙「放課後児童健全育成事業等実施要綱」を定め、平成26年4月1日より実施することとしたので通知する。 なお、都道府県知事におかれては、貴職より管内市町村長に対して周知をお願いする。</p>

「放課後児童健全育成事業等の実施について」の一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>別紙</p> <p>放課後児童健全育成事業等実施要綱</p> <p>1 目的 近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とする。</p> <p>2 事業の種類                      (1) 放課後児童健全育成事業                      (2) 放課後子ども環境整備事業                      (3) 放課後児童クラブ支援事業 (障害児受入推進事業)                      (4) 放課後児童クラブ支援事業 (放課後児童クラブ運営支援事業) (別添4)                      (5) 放課後児童クラブ支援事業 (放課後児童クラブ送迎支援事業) (別添5)                      (6) 放課後児童支援員等処遇改善事業 (別添6)                      (7) 障害児受入強化推進事業 (別添7)                      (8) 小規模放課後児童クラブ支援事業 (別添8)</p> <p>3 事業の実施方法 各事業の実施及び運営は、別添1～別添8の定めによること。</p>	<p>別紙</p> <p>放課後児童健全育成事業等実施要綱</p> <p>1 目的 近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とする。</p> <p>2 事業の種類                      (1) 放課後児童健全育成事業 (別添1)                      (2) 放課後子ども環境整備事業 (別添2)                      (3) 放課後児童クラブ支援事業 (ボランテニア派遣事業) (別添3)                      (4) 放課後児童クラブ支援事業 (障害児受入推進事業) (別添4)                      (5) 放課後児童指導員等資質向上事業 (別添5)</p> <p>3 事業の実施方法 各事業の実施及び運営は、別添1～5の定めによること。</p>

「放課後児童健全育成事業等の実施について」の一部改正新旧対照表（案）

	改正後	現行
別添 1 放課後児童健全育成事業	別添 1 放課後児童健全育成事業	別添 1 放課後児童健全育成事業
1 趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。	1 趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るものである。	1 趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。
2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。	2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。	2 実施主体 実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、 <u>社会福祉法人その他の者（以下「市町村等」という。）</u> とする。
3 対象児童 対象児童は、法第6条の3第2項及び基準に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童とし、その他に特別支援学校の小学部の児童も加えることができること。（以下「放課後児童」という。）	3 対象児童 対象児童は、法第6条の3第2項及び基準に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童とし、その他に特別支援学校の小学部の児童も加えることができること。（以下「放課後児童」という。）	3 対象児童 対象児童は、法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年に就学している児童とし、その他に健全育成上指導を要する児童（特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童）も加えることができること。（以下「放課後児童」という。）
4 規模 基準第10条第2項に規定する支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。	4 規模 基準第10条第2項に規定する支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。	4 規模 児童の情緒の安定や事故防止を図る観点から、放課後児童の人数が一定規模以上になった場合には、分割を行うなど適正な人数規模への転換に努めること。

「放課後児童健全育成事業等の実施について」の一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>5 職員体制            定める基準において、おおむね40人以下とする児童の数に関する基準を満たしていない場合であっても、経過措置等により、当該基準に適合しているものとみなしている場合についても、本事業の対象とする。</p> <p>5 職員体制            基準第10条第1項に規定する放課後児童支援員の数は、一の支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。</p> <p>放課後児童支援員は、基準第10条第3項各号のいずれかに該当するものであって、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成28年11月24日付け雇児発第10号雇用均等・児童家庭局長通知）の別添7「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「II 放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修イドライン）」に基づき都道府県知事が行う研修（以下「認定資格研修」という。）を修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）でなければならない。</p> <p>また、補助員については、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成28年11月24日付け雇児発第10号雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「子育て支援員研修事業実施要綱（案）」の別表1に定める「子育て支援員基本研修」及び別表2-3に定める「子育て支援員専門研修（放課後児童コース）」を修了していることが望ましい。</p>	<p>5 職員体制            遊びを主として放課後児童の健全育成を図る者（以下「放課後児童指導員」という。）を配置すること。放課後児童指導員は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条第2項に規定する「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者が望ましいこと。</p>
<p>6 開所日数            開所する日数は、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、年間250日以上開所すること。ただし、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として250日開所する必要がある場合には、特例として200日以上の開所でも本事業の対象とする。</p>	<p>6 開所日数            放課後児童の就学日数、地域の実情等を考慮し、年間250日以上開所すること。ただし、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として250日開所する必要がある場合には、特例として200日以上の開所でも国庫補助の対象とする。</p>
<p>7 開所時間            開所する時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則とし、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して定める。            (1) 小学校の授業の休業日（長期休暇期間）に行う放課後児童健全育成事業            1日につき8時間            (2) 小学校の授業の休業日以外の日（平日）に行う放課後児童健全育成</p>	<p>7 開所時間            平日につき1日平均3時間以上開所すること。ただし、長期休暇期間などについては、放課後児童の活動状況や保護者の就労状況等を考慮し、原則として1日8時間以上開所すること。</p>



「放課後児童健全育成事業等の実施について」の一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p><u>事業</u> 1日につき3時間</p> <p>8 <u>施設・設備</u> (1) 小学校の余剰教室や小学校敷地内の専用施設の活用を図るほか、児童館、保育所・幼稚園等の社会資源や民家・アパートなども活用して実施すること。 (2) 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等（活動に必要な遊具、図書、児童の所持品を収納するロッカーのほか、生活の場として必要なカーペット、畳等）を備えなければならない。 (3) 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。 (4) 専用区画並びに(2)の設備及び備品等（以下「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならず、専用区画等には、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。 (5) 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。</p> <p>9 <u>運営内容</u> 放課後児童クラブ運営指針（平成※※年※※月※※日付け雇児発※※第※号雇用均等・児童家庭局長通知）に定める以下の事項を踏まえ、各放課後児童健全育成事業を行う者は、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めること。 ①放課後児童健全育成事業の役割 ②放課後児童クラブにおける育成支援の基本 ③事業の対象となる子どもへの発達 ④育成支援の内容 ⑤障害のある子どもへの対応 ⑥特に配慮を必要とする子どもへの対応 ⑦保護者との連携 ⑧育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務 ⑨利用の開始等に関する留意事項</p>	<p>8 <u>施設・設備</u> (1) 小学校の余剰教室や小学校敷地内の専用施設のほか、児童館、保育所、団地の集会室などの社会資源を活用して実施すること。 (2) 放課後児童のための専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。 (3) 放課後児童が生活するスペースについては、児童1人当たりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましいこと。 (4) 放課後児童が体調の悪い時などに休息できる静養スペースを確保することが望ましいこと。 (5) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第1条の2の規定に基づき、利用する放課後児童の健全な育成を図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により実施するものであるため、活動に必要な遊具、図書、児童の所持品を収納するロッカーのほか、生活の場として必要なカーペット、畳等を備えること。</p> <p>9 その他 (1) 放課後児童クラブガイドライン（平成19年10月19日付け雇用均等・児童家庭局長通知）に定める以下の事項を踏まえて運営するよう努めること。 ①放課後児童指導員の役割 ②保護者への支援・連携 ③学校との連携 ④関係機関・地域との連携 ⑤安全対策 ⑥特に配慮を必要とする児童への対応 ⑦事業内容等の向上について ⑧利用者への情報提供等 ⑨要望・苦情への対応</p>

「放課後児童健全育成事業等の実施について」の一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>⑩労働環境整備 ⑪適切な会計管理及び情報公開 ⑫学校との連携 ⑬保育所、幼稚園等との連携 ⑭地域、関係機関との連携 ⑮衛生管理及び安全対策 ⑯放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理 ⑰要望及び苦情への対応 ⑱事業内容向上への取り組み</p>	<p>(2) 利用申込み等に係る書類について、所定の様式を定め整備すること。</p>
<p>10 留意事項 (1) 法第6条の3第2項に基づき実施する放課後児童健全育成事業と目的を異にするスポーツクラブや塾など、その他公共性のあるものについては、本事業の対象とならない。 (2) 別添2～別添8に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。</p>	<p>10 留意事項 (1) 本事業は、法第6条の3第2項の規定に基づき実施する放課後児童健全育成事業と目的を異にするスポーツクラブや塾など、その他公共性に欠ける事業を実施するものについては対象としない。 (2) 本事業は、「子ども・子育て支援法附則第十条第一項に規定する保育緊急確保事業を定める内閣府令」（平成26年内閣府令第34号）第9号に基づき実施する、従事者の賃金額の増加に必要な資金に充てるための費用については対象としない。</p>
<p>(3) 改正前の「放課後児童健全育成事業等実施要綱」（平成26年4月1日付け雇児第0401第14号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添3に規定する放課後児童クラブ支援事業（ボランティア派遣事業）については、平成26年度限りで廃止とするが、本事業の実施に当たっては、地域での遊びの環境づくりへの支援も視野に入れ、必要に応じて保護者や地域住民が協力しながら活動に関わることができるとする。 また、屋内外ともに児童が過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくること。その際、製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験、児童の創造性や情操を高める劇等の多様な活動や遊びを工夫することも考慮すること。 (4) 放課後児童健全育成事業に従事している者が、認定資格研修や資質の向上を図るための研修を受講する際に必要となる代替職員の雇上げ等経費は、本事業の対象となるものである。 (5) 放課後児童健全育成事業の運営主体は、損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。また、傷害保険等に加入することも必要である。</p>	
<p>11 費用 (1) 国は、2～10の要件を満たした市町村が実施する事業又は助成す</p>	<p>11 費用 (1) 国は、2～10の要件を満たした次の事業（ただし、放課後児童が</p>

「放課後児童健全育成事業等の実施について」の一部改正新旧対照表（案）

改正後	現 行
<p>る事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。          なお、一の支援の単位を構成する児童の数が10人未満の支援の単          位については、          ①山間部、漁業集落、へき地、離島で実施している場合          ②上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要がある          と厚生労働大臣が認める場合          のいずれかに該当するものについて、補助対象とする。          (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者          から徴収することができるものとする。</p>	<p>10人以上の場合に限る。開所日数が200～249日の場合は、放課後          児童が20人以上に限る。) に対して、別に定めるところにより補助          するものとする。          ①市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補          助する事業          ②指定都市又は中核市が実施する事業又は助成する事業            (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者          から徴収することができるものとする。</p>